

資料 2-1

次期(第3期)運営方針策定について

令和5年11月

現行（第2期）国保運営方針に係る中間評価(R5.2)

- 現行運営方針に基づく取組の状況を把握・分析・評価を行い、その結果を次期運営方針に反映する。

項目	指標	実績	評価
1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	赤字の段階的・計画的解消	■解消・削減すべき赤字を抱える市町村数 R3:10市町村	C
2 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法	市町村における保険料(税)算定方式は3方式とする ⇒全市町村実施	■R3:30市町村	B
3 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施	市町村毎に収納率目標を設定	■市町村毎の目標を達成した市町村数 (現年度分) R3:19市町村 (滞納繰越分) R3:25市町村	C C
	口座振替率 40%	■R3 :31.48%	C
4 市町村における保険給付の適正な実施	レセプト点検被保険者1人当たり財政効果額 ⇒全国平均を上回る財政効果額	■R2:2,052円(全国平均2,015円)	A
	介護給付適正化システムの突合情報の活用 ⇒全市町村実施	■R4:38市町村	B
	指定障害者支援施設等入所者に係るレセプト点検 ⇒全市町村実施	■R4:41市町村	B
	柔道整復療養費に係る患者調査の実施 ⇒全市町村実施	■R3:30市町村	C
	交通災害共済の情報活用及び消防機関等の連携 ⇒全市町村実施	■R4:39市町村	B

項目	指標	実績	評価
4 市町村における保険給付の適正な実施	療養費等の各種支給申請書における第三者行為の有無の記載欄の設置 ⇒全市町村実施	■R4:全市町村実施	A
	傷病届の様式や療養費等の各種様式のホームページへの掲載 ⇒全市町村実施	■R4:42市町村	B
5 医療費の適正化の取組	特定健診・特定保健指導実施率 ⇒R5年度までに60%	■特定健診実施率 R3:43.1% ■特定保健指導実施率 R3:45.0%	C C
	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率※ ⇒H20年度比25%以上 ※「メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率」は、特定保健指導対象者の減少率とする。	■R元:16.0% <R2:14.2%> <R3:16.1%>	C 
	糖尿病性腎症による新規透析導入者数の減少 ⇒平成30年度(124人)比	■R2:132人 <R3:112人>	C
	重複・頻回受診者、重複多剤服薬者に対する指導 ⇒全市町村実施	■重複・頻回受診 R3:33市町村 ■重複多剤服薬 R3:37市町村	C B
	後発医薬品の使用促進 ⇒使用割合(数量シェア)85%	■R3:84.8% <R4:85.2%>	B
	個人へのインセンティブの提供 ⇒全市町村実施	■R3:25市町村	C
	データヘルス計画に係る保健事業をアウトカム指標に基づき評価 ⇒全市町村実施	■R3:39市町村	B

＜取組の評価結果(全体)＞

評価区分	評価基準	項目数
A	目標を達成	2
B	概ね目標を達成	8
C	取組が進んでいない、目標を未達成	11

鹿児島県国民健康保険運営方針の構成

構 成	項 目
I 基本的事項	○目的 ○根拠規定 ○策定年月 ○対象期間 ○PDCAサイクルの実施
II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	○被保険者及び世帯の状況 ○医療費の動向と将来の見通し ○赤字解消・削減の取組、目標年次等 ○財政安定化基金の運用
III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化	○現状 ○標準的な保険料(税)算定方針 ○財政安定化基金の活用及び保険料(税)水準の統一における経過措置
IV 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施	○現状 ○収納率目標 ○収納対策の強化
V 市町村における保険給付の適正な実施	○現状 ○セセプト点検の充実強化 ○療養費の支給の適正化 ○第三者行為求償事務や過誤調整等の取組強化 ○高額療養費の多數回該当の取扱いの統一 ○資格管理の適正化
VI 医療費の適正化の取組	○現状 ○医療費適正化に向けた取組強化
VII 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	○基本的考え方 ○事務標準化等に資する取組
VIII 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	○国保データベース(KDB)システムの活用 ○保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携
IX 施策の実施のために必要な関係市町村等相互間の連絡調整等	○県、市町村、県国保連合会との協議・検討

I 基本的事項

1 目 的

- 県と県内の各市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、保険料(税)の賦課・徴収、保健事業その他の保険者事務を共通認識の下で実施する。
- 各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として「鹿児島県国民健康保険運営方針(以下「運営方針」という。)」を作成し、対象期間内に目指す基本的な方向性・方針について定める。

2 根拠規定

国民健康保険法第82条の2

3 策定時期

令和6年3月

4 対象期間

令和6年度から令和11年度まで(6年間)

5 PDCAサイクルの実施

次期(第3期)国保運営方針 策定スケジュール(案)

11月27日

第1回 国保運営協議会開催

※国保運営方針の素案について協議



12月中旬～
1月中旬

国保運営方針素案についてパブコメ実施



2月上旬

第2回 国保運営連携会議開催

※次期運営方針案の協議



2月上旬～
2月中旬

法に基づく市町村からの意見聴取

※国民健康保険法第82条の2第6項



2月中旬

第2回 国民健康保険運営協議会開催

※次期国保運営方針案の諮問、審議、答申



3月下旬

次期国保運営方針決定、公表

※国民健康保険法第82条の2第7項